

食品流通の構造改革のための施策の方向（案）

平成15年3月
農林水産省総合食料局

食品流通の構造改革のための施策の方向（案）

食品流通一般の効率化等について

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>（物流の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品流通の効率化を進めるためには、ITの進展、物流技術の革新等を踏まえて、これらの技術の積極的な導入・活用を促進することが重要である。 ・ 特に、今後、多様化、複雑化する消費者や実需者のニーズに対応し、取引や物流の多様化などのきめ細かな対応を効率的かつ確実に実施するためには、ITの導入・活用の促進が喫緊の課題である。 ・ 出荷段階においては、選別や調製の時間短縮等の効率化を図るため、規格の簡素化を進めるとともに、コンテナ輸送の活用を検討することが必要である。こうした取組は、環境負荷低減にも寄与することが期待される。 	<p>IT導入による効率化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品流通の情報化の基盤となる商品コード、EDI標準、商品情報データベースの開発 ・ 食品流通における革新的ITビジネスモデルの開発支援 ・ 中小食品流通業者のIT人材育成のための研修、普及等 <p>効率的物流開発普及支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低温輸送体系に必要な流通拠点整備等 ・ 地域食品小売業の共同輸送、加工等施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子商取引の導入・活用の統一的普及促進 ・ 効率的な物流管理システムの構築にむけた新技術の活用 ・ 青果物等の規格の簡素化、コンテナ活用に向けた関係者の合意形成

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(フードシステムとしての連携・協調)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品流通は、生産者から消費者へ届く供給行程において、多数の関係者がそれぞれ役割を分担し、連携することによって機能する。しかしながら、関係者による連携・協調した品質管理、効率化、情報伝達等の取組が十分に行われず、その取組の効果発現が低下するなどの問題が生じている。 食品流通の効率化を図るためには、生産、流通、消費の流通ルートに携わる関係者が、効率化や商品供給力の向上のために、一連のフードシステムとして連携・協調した取組を充実強化することが必要である。 	<p>生産者と販売業者の連携支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業生産者と販売業者との安定的取引関係の確立、食品の品質保持等に必要となる施設整備等のための金融・税制支援措置 食品販売業者の組合等が農林漁業者等との連携による仕入れ、商品開発等のモデル的事業の支援 <p>販売業者の共同化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品販売業者が仕入れ、調製、保管、配送の共同化に必要な施設整備等のため金融、税制支援措置 	<ul style="list-style-type: none"> 生産から消費まで、連携して効率化するために必要となる食品物流、品質管理等の各種情報の伝達の効率化 各種施策の実施に当たり、一連のフードシステムとしての連携・協調の取組促進を優先

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(加工、調製への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外食、加工等の業務用需要や簡便化志向等消費者ニーズに対応する安定的な供給、物流の効率化を図るため、生産サイドと流通サイドが一体となった商品開発、供給を行うとともに、生鮮食料品についての一次加工品へのニーズに対応するため、生産・流通段階における効率的な加工・調製を進めることが必要である。 ・ こうした生鮮食料品の一次加工流通の促進は、流通の効率化に加えて、農山漁村の地域振興や環境対策を図る上でも効果が期待される。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売市場におけるカット野菜、カット果実等の一次加工品の流通の促進

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(担い手の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生鮮食品卸売業については、収益性が低下しているにもかかわらず、再編・統合等経営の合理化・効率化が遅れている。生鮮食品卸売業の経営の効率化、事業体質の強化を図るため、業者間の合併・統合、連携を進めるとともに、加工、サービスの充実等業務の多角化を進めることが必要となっている。 食品専門小売店は、消費者の身近に接している利点を活かし、加工・サービスの取組、こだわり志向への対応等のそれぞれの地域の特性や小売店の個性を発揮するとともに、個別事業者のネットワーク化による集中仕入れ、鮮度管理等の協業化等を進め、魅力ある店舗作りを図ることが求められる。 	<p>食品専門小売業の経営革新支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品小売業の流通の高度化、経営改善等に必要な知識・技術等の教育・普及等 食品商業集積施設の整備 食品販売業者の組合等が農林漁業生産者等との連携による仕入れ、商品開発等のモデル的事業の支援 農林漁業生産者と販売業者との安定的取引関係の確立、食品の品質保持等に必要となる施設整備等のための金融・税制支援措置 生鮮食料品小売業者の営業の近代化・合理化等に必要となる店舗等の施設の整備のための金融支援措置 	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮食品販売業を中心として企業再編等の促進による経営基盤の強化 食品販売業の協業・共同、異業種連携等を通じたネットワーク化の促進 魅力ある地域食品販売業振興のための人材育成、経営活性化

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(食の安全・安心への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品の流通段階において、食の安全・安心への要請に応えた的確な対応の充実が一層重要となっている。 このため、流通の各段階において、品質管理や適正な表示の徹底を図るとともに、流通段階を通じた一貫した品質維持のためのコールドチェーンシステムの整備、生産・流通段階における情報を確実かつ正確に消費者等に伝達するためのトレーサビリティシステムの整備等の取組をさらに充実することが必要である。 	<p>流通段階の品質保持充実</p> <ul style="list-style-type: none"> J A S 法、食品衛生法等による適正な品質管理と表示の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 生産、輸送、卸売市場、小売段階を通じた品質管理の徹底 産地から小売店まで追跡を可能とする牛肉トレーサビリティ(義務的制度)への対応(牛肉以外は任意の取組) 卸売市場流通に適合したトレーサビリティシステムの開発促進

卸売市場の効率化等について

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(卸売業者、仲卸業者の連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流通の効率化を促進するためには、需要サイドの情報の正確な把握と需要に対する的確な供給が重要である。卸売市場流通の効率化を進めるために、卸売業者と仲卸業者とが産地、実需者等と連携し、消費情報や商品情報の提供、商品開発等の機能を充実強化することが求められる。 こうした取組は、卸売市場が中心的な仕入先となっている食料専門小売店等の中小事業者の安定的な調達や活性化にも資することが期待される。 	<p>卸売市場における売買取引の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場での公正かつ効率的な取引を確保するため、開設者が品目毎に定める売買取引の方法(せり売又は入札、相対取引)によることとしている 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者と仲卸業者、売買参加者間での連携による産地、商品開発、販売促進やリテールサポート等の商業機能高度化と、こうした取引に即応した取引規制の見直し

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(物流面での効率化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ITを取り入れた新たな流通手段が生まれており、物流面での効率化を進めるためには、卸売市場流通においてもこれに積極的に対応することが求められる。ITや物流技術の進展等を積極的に活用した効率的な流通システムを形成するため、商物分離取引の拡大等市場取引等に関する規制の緩和を進めることが求められる。 ・ 交通事情や物流技術の向上により、生鮮食料品の広域流通が進んでおり、こうした中で、品揃え、集荷力の向上、効率化を図るためには、今後、単に一つの市場で卸売機能を行うだけでなく、複数の卸売市場が連携し、機能分担することを進めることが必要であり、このための市場取引等に関する規制の緩和を図ることが求められる。 ・ 特に、地方の中小の卸売市場においては、中核となる卸売市場を中心として周辺卸売市場のネットワーク化により集荷力の向上等を図ることが求められる。 	<p>商物一致の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央卸売市場における卸売業務については、当該市場内にある物品以外の卸売を原則禁止 <p>卸売業者の卸売の相手方の制限と仲卸業者の業務の制限</p> <p>卸売市場での需給に応じた公正な価格形成を確保する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売業者が卸売市場内で行う卸売行為について、相手先を卸売市場内の仲卸業者、売買参加者に制限(残品等仲卸業者等の買受けを不当に制限しないものは除く) ・ 仲卸業者は、販売の委託の引き受け、当該卸売市場の卸売業者以外からの買付販売を制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT取引を含めたニーズに即した卸売サービスの充実、流通の効率化のための商物分離取引の拡大と、そのための取引規制の見直し ・ 複数の卸売市場の機能分担や集分荷等の連携による集荷力の強化、流通の効率化の促進と、こうした取引のための規制等の見直し ・ 卸売市場のネットワークや市場の再編統合の促進

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(卸売市場の効率的な整備・運営等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場については、地方公共団体が卸売市場の整備、運営を行っているが、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、市場経営の一層の効率化を図ることとし、例えば、整備手法の多様化や関係事業者が自主的な整備を行うなど民間活力の活用等による市場整備・運営の多様化を図ることが求められる。 また、大規模小売店、外食等の広域チェーン展開、首都圏等の交通混雑等に対応して、今後、卸売市場の配置等についても見直すことが求められている。 	<p>中央卸売市場の開設・運営の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が指定する開設区域を管轄する地方公共団体（都道府県、人口20万以上の市等）に限定している <p>卸売市場施設整備の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場は4 / 10以内、公設の地方卸売市場や事業協同組合等が行う施設整備について3 / 10以内で、補助 卸売市場関係者の業務の近代化、高度化に必要な施設等についての金融支援措置等 	<ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場の管理・運営の民間等への委託促進 卸売市場整備事業におけるPFI事業の活用促進 卸売業者、仲卸業者等が自主的な整備を行う等の市場の実態に即した効率的な整備 生鮮食品流通の広域化や広域交通体系の整備に即した卸売市場の適正な配置の見直し

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(卸売手数料の弾力化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者が、出荷者や買受け者のニーズに応じて、取引内容やサービスの多様化に即応し、柔軟な収益構造を実現するとともに、流通実態に即応し、卸売市場流通が魅力ある発展を図るためには、機能・サービスに見合った手数料を弾力的に徴収できるようにすることが求められる。 なお、その対応に当たっては、卸売業者が手数料収入に大きく依存している実態等を踏まえ、一定期間をかけて進めることを検討する必要がある。また、あわせて、業務等に関する規制の緩和、卸売業者の合併等の経営対策を検討する必要がある。 	<p>業務規程で定める卸売手数料以外の報償の收受の禁止と手数料率の上限規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、委託者から業務規程に定める委託手数料以外の報償の收受を禁止 <p>委託集荷原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者が自己の計算において買付集荷を行うことを制限 	<ul style="list-style-type: none"> 出荷者、買受け者のニーズに即した機能・サービスの提供充実とサービス等に見合った手数料の徴収の弾力化 買付集荷の弾力化 卸売業者の経営革新や経営体質強化を図るための、合併統合の促進や経営の内容の多角化と、そのための業務規制の弾力化

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(市場関係事業者の体質強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場流通を取り巻く環境が厳しくなっている中で、卸売業者、仲卸業者の収益状況が悪化し、財務内容が劣化している業者もでてくる。卸売業者については、財務基準に基づく自己責任により一層の経営改善を進めるとともに、仲卸業者についても経営の自己管理と改善を促す必要がある。 産地や小売の大型化に対応して、卸売市場が公正な取引の場として機能を発揮するためには、卸売市場の関係事業者の機能強化を図り、産地からの集荷、小売への販売の面に対等な取引関係を実現することが重要である。このため、卸売業者、仲卸業者について、業者間の合併・統合を進めるとともに、業務内容の拡充・多角化等企業活動の自由度を高めるような規制の 	<p>卸売業者の経営健全性確保措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己の計算による卸売の制限 兼業業務、子会社設立について農林水産大臣への事前届出 卸売業者が満たすべき純資産額の設定と満たさない場合の業務停止等の措置 開設者への保証金の預託義務 卸売業者の満たすべき財産基準（流動比率、自己資本比率等）の設定と下回る場合の経営改善命令措置 事業報告書の農林水産大臣への報告及びその写しの備え付け出荷者への閲覧等 大臣、開設者による卸売業者の業務、財産の検査、監督等 開設者による仲卸業者に対する検査、監督等 <p>卸売業者、仲卸業者の経営基盤強化支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営基盤強化指針の作成、合併推進方策の検討支援 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者の経営健全化のための自己責任の徹底 仲卸業者における経営の自己管理の強化の目安となる財務指標の明確化と悪化した場合の早期改善等 卸売業者、仲卸業者の合併・統合の促進

見直しを図ることが求められる。
この場合、卸売市場の再編・統合を進めることも視野に置いて検討すべきである。

- ・ 仲卸業者の財務改善等の指導
- ・ 卸、仲卸業者が他の事業者を統合する場合の営業権の買い取りのための金融支援措置
- ・ 卸売業者の合併に当たっての独占禁止法上の手続きの簡素化

- ・ 卸売業者の経営安定のための業務内容の多角化とそのための業務規制の緩和

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(取引の情報開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予約相対取引や相対取引が進んでおり、自由な取引の幅が拡大しているが、一方で、その決定過程が当事者間でも明確でないとの指摘もある。今後、卸売市場流通が健全な発展を図るためには、卸売市場の役割と市場関係事業者の民間企業としての活動との関係も踏まえつつ、取引の情報開示のあり方について検討することが求められる。 	<p>卸売予定数量等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売業者と開設者は、卸売開始時点までに、主な品目の卸売予定数量の掲示 ・ 卸売終了後速やかに、取引方法ごとに卸売数量、価格等について公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正な取引を確保する観点から、必要な情報の公表充実のあり方について見直し検討 ・ 各種公表や報告の重複による関係者の負担の軽減措置についての検討

論点整理	現行制度の概要	検討すべき課題と施策方向
<p>(食の安全・安心の確保への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場は、生鮮食料品流通の基幹的な流通機構としての役割を果たしていることから、卸売市場段階における食品の安全性確保の一層の徹底・強化が重要である。また、取扱商品にふさわしいトレーサビリティへの的確な対応が求められる。 		<ul style="list-style-type: none"> 生鮮食品流通の大宗を占める卸売市場としての食品の安全性の確保、品質管理の徹底 産地から小売店まで追跡を可能とする牛肉トレーサビリティ（義務的制度）への対応（牛肉以外は任意の取組） 卸売市場流通に適合したトレーサビリティシステムの開発促進